

## 情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第9回）議事概要

日時：2019年2月25日（月）10時00分～12時00分

場所：AP 虎ノ門 11階 Bルーム

構成員）宍戸座長、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、立谷構成員、長田構成員、藤田構成員代理、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森田構成員、湯淺構成員、若目田構成員

説明員）（株）JTB、（株）大日本印刷、中部電力（株）、（株）三井住友銀行、（株）KDDI 総合研究所

オブザーバー）（株）みずほ銀行、内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会

事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本 IT 団体連盟

□資料9-1「情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェント実証（JTB）」について大日本印刷（株）西垣氏より説明。

□資料9-2「地域型情報銀行実証事業について」について大日本印刷（株）大里氏、勝島氏より説明。

□資料9-3「SMBC グループにおけるデータ利活用と情報銀行への取組み」について三井住友銀行 宮内氏より説明。

□資料9-4「データ取引市場運営事業者認定基準の説明」について真野構成員より説明。

□資料9-5「PARMMIT プロジェクトの概要」について KDDI 総合研究所 平林氏より説明。

□資料9-6「海外の個人情報保護制度の動向について」についてみずほ銀行 林氏より説明。

□資料9-7「第7・8回検討会での意見について」について総務省より説明。

□意見交換

<実証事業について>

—資料9-1について

●個人が主体的に情報を管理するという観点で、提供先に関する情報は説明サイトのようなものをしてどのようなサービスを行っているのか表示している。また、第三者提供の同意をする際に、事業者のリストを使用して説明しているが、全てのユーザーが全ての事業者のリストを見られるかは課題であった。特に、リスクの説明に関して、リスクを説明した上でユーザーが使い勝手よく選択できるような UI を作ることは今後の課題となる。

●地元の商店などと連携をしていくことは、サービスを受ける側としては非常に重要だと感じられるところだが。提供先の範囲について審査をどうするか、また同意をどのようにとっていくかという点は、リスクが各提供データ内容や相手先によって異なることから、重要なポイントである。

—資料 9-2 について

●個人の判断材料として、包括的な同意という点で、利用者にわかりやすい形で、データがどのようなジャンルで使われるのか、どのような目的で使われるのかということをあらかじめ提示した上で同意を取得した。さらに、サービスやジャンルだけでなく、そのジャンルの中にどのような事業者が含まれるのか、その事業者がどのようなことをやっているのかということをきちんとトレーサビリティで表示して、トレーサビリティの中にオプトアウトのボタンを設置する等の工夫を行った。コンビニエンスストアのようなチェーンやフランチャイズ店舗が、きちんと明確に表示していくよう工夫することが今後必要となる。

—資料 9-3 について

●匿名加工情報が法律で規定されており、医療に関しては次世代医療基盤法で匿名加工情報が規定されている。匿名化する場合には匿名加工情報を使うことを基本とすべきかどうか、議論のスコープに入れるかどうか含めて検討したい。

●預かった医療データを閲覧することや、直接ユーザーの知らないところで何かに使用することはない旨をプライバシーポリシーに明記している。検討段階ではあるが、利活用は全てオプトインで、データ倫理審査会がメリットやリスクを個別に評価した上でプログラムオファーする形をとろうと思っている。医療データをクラウドで扱う際の3省3ガイドラインと呼ばれているものは遵守した上で、なりすまし等を防止するために多要素、2要素認証を入れるといった最低限のリスク対策を行うが、その先はどうするのか、いかに信頼感を持って理解していただくのかという点は、課題として残っている。

●医療では、データを本人のために使うこともあるが、共助のために使うことも求められている。

—資料 9-4 について

●データ取引市場からすると、データ提供者が個人・法人という区別は本来ない。重要なことは、個人か法人かというよりは、その人が情報の提供をするに資する資格を持っているのかどうかという点。さらに、その人が誰かから預かった情報を提供する場合であれば、それを本当に提供する権利を持っているのかどうかを確認することが必要。

—資料 9-6 について

●GDPR に関しては、欧州域内だけではなく、ブラジル等のその他の国・地域にも影響を及ぼしているところがあり、必ずしも欧州だけのトレンドではなくなっている。また、中国ではCS法に加えて国家標準があるものの、現状として事業者がどこまで対応できているのかは微妙な部分がある。

<検討内容について>

—対象事業及びデータ提供先

●海外では e-KYC (本人確認サービス) といったものが出てきている。こういった事業が、本人確認だけでなくその人に関するデータをあわせて提供するような事業を行い、今後情報銀行になってく可能性がある。本人の正当性を証明するというのは、広義には信頼性をはかるという意味で信用スコアリングも該当する可能性があり、どこまでがこのような情報銀行事業として実施していいのか、実施に当たってはどのようなことをきちんと遵守する必要があるのかというところを判断すべき。

●フィンテックの分野でも認証と決済のプロセスが分かれていく傾向があり、情報の流通に関するサービスも、必ずしも情報銀行自体が全てのサービスを行っていくのではなく、提供先が色々な形でサービスを提供できるようにしていくことは現実的に必要になると思われる。このような中で、情報銀行が消費者の安心を得て、しっかりと情報の管理ができることが前提ではあるが、様々な提供先にデータを出していく工夫が議論できると良い。

#### —本人の同意

●同意の判断が自身でできない個人も存在するため、その場合の本人の同意について明確にしたい。上位の法令で決まっている部分はあると思うが、個人情報と比較的そういうことに対して知識ないしは判断能力の弱い方に同意させてしまうことも検討事項である。

●情報銀行を利用するかどうかについて本人同意をサポートする人が必要な人も同時に、判断能力が弱い人が情報銀行を利用することで本人をサポートするという部分の両面があると思う。

●未成年者の問題は大きい。民法のスキーム上の青年年齢で区切ることもできるが、自治体の情報公開や個人情報の開示請求の実務では、10代の半ばくらいからは本人に確認をしなければ開示しない自治体もある。憲法では発達年齢に応じた子供の権利を認めていくべきという考えもある。特に医療情報のようなセンシティブな情報を青年になるまで親のコントロール下にして良いのか、何がしかの指針が必要である。

#### —データ倫理審査会

●データ倫理審査会を各情報銀行がどのような考え方でどのように運営するのか、検討していく必要がある。個人個人に対応するというのは無理だろうが、それを少しひもといていくところが情報銀行に関しては大切である。また、事業者に関して、反社のような組織が出てくるところをどう担保していくか課題提起としてある。

#### —認定の取得

●昨年の検討では、事業で認定を取得するのか事業者で認定を取得するのかという論点があった。例えば事業で認定を取得した場合、その事業を増やしていく場合に認定を取得し直す必要はあるのか、共同運営の形で運営者が1つ増えた場合には認定を取得し直す必要があるのか等、様々なパターンに応じた認定の範囲と再取得の必要性について明確化すべきである。

以上